

## 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第2回 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議
2 開催日時	令和3年10月6日(水曜日) 14時00分～15時20分
3 開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第1会議室
4 出席者又は欠席者名	委員 高田座長、大森副座長、白井委員、大幸委員、高橋委員、 瓦井委員、川原委員、稲葉委員、東委員 欠席 紺谷委員、小久保委員 事務局 健康福祉局長ほか7名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0名
6 議題	第3期基本計画の施策の展開(案)について
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	<p>1 開会 (10:00)</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 前回欠席委員の紹介</p> <p>4 議事</p> <p>第3期基本計画の施策の展開(案)について (資料1から資料3に基づき説明)</p> <p>【質疑応答】</p>
J委員	<p>SNSの活用を検討するという説明があったが、SNSの対応は文面を読むなど、電話よりも大変だと考えるが、今の婦人相談員の人数で対応は可能なのか。かなりの負担増になると考えるが。</p>
事務局	<p>対応にどれ位の負担がかかるのか、費用負担も含め、調査していきたい。</p>
J委員	<p>色々なアプローチは良いことだが、婦人相談員の業務量が増えるのではないかと いうことで質問した。</p>
事務局	<p>国がメールを活用して実施しているDV相談プラスでは、相談数が増えている。 本市においても、他都市の状況等を踏まえつつ、調査していきたい。</p>
A委員	<p>SNS等からの情報発信は、広報担当部署だけで行っているのか。</p>
事務局	<p>広報課を通じて行う場合と、それと同時にDVセンターで広報する場合もある。</p>
A委員	<p>男女共同参画推進センターでは、市民向けの研修はSNS等を活用して広報を行 っているのか。西宮市では実施している。</p>
事務局	<p>男女共同参画推進センターでは、市民向けのセミナーや講演会の実施は、主に市 のホームページからの情報発信となっている。また、セミナー内容によっては、 広報課を通じて広報しているものもある。</p>
A委員	<p>相談などについては、LINEを使うことも考えられる。プライバシーを考慮し つつ、検討していくということでしょうか。</p>
事務局	<p>SNS等を活用は、先ほども述べたが、どの位の負担があるのかも含めて検討す る。また先行事例も調査していく。</p>
A委員	<p>資料1、P5「障がい者・高齢者等の処遇困難事例に対応することが多くなって いるため、関係機関と連携した相談体制が必要である。」とあるが、精神疾患の ある方、妊婦、高齢者もおられると思うが、どのような相談があるのか。婦人相 談員の方から聞きたい。</p>
事務局	<p>最近、精神疾患のある方、高齢者の相談が増えている印象である。一時保護しよ</p>

	うと思っても、受け入れ施設を探すことが困難である。高齢者の一時保護となると地域包括支援センターとの連携が必要となる。先日、80代の男性が、妻から暴力を受けているという事案があり、地域包括支援センターと連携した。高齢になるほど、施設への入所が難しくなる。また、精神疾患のある方は、仕事が出来ない方も多く、自立が難しくなるため、障害福祉課との連携が不可欠だと考える。
A 委員	資料 1、P13「(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進」で医療機関について触れてあるが、何か意見はあるか。
F 委員	耳鼻科健診で児童の鼓膜に穴が開いていることが指摘され、その後児童虐待と母親に対するDVが判明した事例があった。
A 委員	DVで歯が折れるという事例もある。岡山県では、歯科医師会がマニュアルを作成し、DVに関する周知を行っている。医療機関には、歯科を含めていると考えてよいか。
事務局	歯科を含めて、問題はない。
B 委員	資料 1、P12「【施策①】家庭・地域・企業等への啓発の推進（拡充）」で企業が挙げられているが、企業向けの研修を行ったことはあるのか。
事務局	一般企業向けに研修を行ったことはない。
B 委員	啓発冊子を作成した場合、地域であれば、自治会の回覧で周知することができるが、企業に対してはどのように取り組んでいくのか。
事務局	企業については、具体的な取組として出前講座などが考えられる。これから、企業に対して、どのようにアプローチしていくのか検討していく。
A 委員	企業への支援策とあるが、どのような支援を考えているのか。
事務局	担当レベルでの検討だが、企業が、外部講師を招いて、DVに関する研修会を開催した場合、その講師謝金の一部補助をするようなことを考えているが、予算の関係もあるので、これからさらに検討していく。
A 委員	ある自治体では、取引業者である企業が、こういう研修を受講すれば、入札で優先されるというようなことをやっているところもある。 啓発については、学校に関連する部分もあると思うが、児童委員からの意見はないか。
D 委員	子どものなかには、恵まれない環境の者もあり、そのような環境の中にDVが潜んでいる可能性もある。学校で教育していくことで、子ども自身がそのような環境にいることに気づいた時、助けを求められることができると思う。
A 委員	資料 1、P13「【施策③】教職員等に対する啓発の推進」が「拡充」になっているが、どうか。
I 委員	DVは、教員には関係がないのではなく、教員も知るべきことであり、施策に反映させることは良いことである。

A 委員	研修をするのではなくて、啓発冊子を作成するとなっているが、問題はないか。
I 委員	啓発冊子を作成いただければ、職場で活用できる。ただ、推進となっているので、講師を派遣していただけるとありがたい。 企業向けの研修に対して、講師謝金に補助を入れるという話もでていたが、学校は別か。
事務局	企業向けの講師謝金の補助については、予算措置も必要なため、実現の可能性はわからない。
事務局	総合教育センターの依頼により、年1回、小・中学校の新任教員に対して、DVに関する研修を男女共同参画推進課の職員が行っている。
I 委員	新任教員だけでなく、一般教員にも研修を実施していただけるとありがたい。
A 委員	先ほどの話を踏まえて、連携や協力という文言は必要ないのか。関係機関と連携していくという話であれば、研修に関する他部署との連携等について記載すべきではないか。様々な研修を実施しているのであれば、研修が重ならないように総合的に把握して、コーディネートしていくようなDVセンターになれば良いと考えるがどうか。
事務局	連携して研修するということになれば、市が主体となる。市としては、ツールを提供するので、企業や関係機関等が実施してほしいと考えている。
A 委員	法律関係者として、何か意見はあるか。
E 委員	資料1、P14「【施策④】こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）」で児童相談所との連携は良いことだと思う。家庭において、DVは表面化していないが、パワーバランスの歪みのある場合がある。児童相談所は色々な方向から調査するので、DVセンターとの連携は良いと思う。情報共有をして欲しい。 次に、資料1、P17「(2) 相談体制の充実」でのメールの活用は良いことだと思う。また、P5「若年層を念頭においたメール等での相談実施を検討する必要がある。」とあるが、コロナ禍で一気に進んだWeb会議は含まれないのか。Web会議は充実している。外出できない者もスマートフォンで相談できるようになれば、プライバシーの問題も解決できるので、用意すればと考える。
事務局	WebもメールやSNSと同じと考えられるので、表現としては、メールやSNS「等」として考えていく。
A 委員	メールやSNSは、一方通行であるが、Webであれば、相手の特定もでき、プライバシーにも配慮できる。啓発だけでなく、相談にもWebの利用を検討して欲しい。
事務局	相談者側のこともあるので、相談の方法として検討していきたい。
A 委員	資料1、P14「【施策②】関係機関によるネットワークの充実（拡充）」で、JKビジネスやAV出演強要被害、人身取引被害、ストーカー被害という文言になっているが、性犯罪被害という文言もいれるべきではないか。

事務局	性犯罪被害については、県で相談窓口を設けているが、なかなか一か所では対応できず、関係機関と連携して対応している。そういう相談もあると思うので、文言の追加を検討する。
A 委員	デートDVは、性犯罪被害との関連が大きいと考えている。
J 委員	DVセンターの相談者の実人数は年間 300 人程度とのことだが、相談に来られるのは、暴力がエスカレートした被害者の方が中心なのか。
事務局	暴力が酷いから相談に来られるということではない。小さなことでも誰かに相談したいという方もいれば、離婚した場合に行政の支援を受けたいとすることで相談に来る方もいる。また、電話相談をするなかで、窓口相談を案内する場合もある。
D 委員	児童委員は、児童虐待についての研修はかなり重ねている。今後も研修は続けていく。DVについては主任児童委員に周知していく。また、DVの疑いがある場合は、DVセンターに繋げていきたい。 インターネットで検索すると、「DV」と入力しなくても、「姫路市」、「家庭内」、「暴力」と入力すれば、DVセンターのホームページが表示された。これは良いことだと思う。
J 委員	学校や医療機関で明らかにDVが疑われる場合、個人情報に関係もあると思うが、先生が介入しているのか。
I 委員	学校では、DV被害の疑いがある場合、担任からの連絡を受け、管理職が現認し、こども家庭総合支援室へ連絡している。連絡後、一旦、学校の方で現状を見守るが、あまり酷ければ、こども家庭総合支援室の方に来ていただいて対応している。その後、関係機関と話し合い、子どもをどのように支援していくか検討している。家庭については、こども家庭総合支援室や民生委員の方の協力を得て、いろいろな方向から支援している。
F 委員	子どもを含めて、患者にDV被害が疑われた場合、個人のクリニックでは対応しづらいため、精密検査の必要があるとして総合病院を紹介し、そこを通じて通報してもらったりすることもある。個人のクリニックでは対応がなかなか難しい。
A 委員	個人情報の話が出たが、DV防止法第6条で、本人の意思を尊重するように努めれば、守秘義務違反にはならないことになっている。
J 委員	身近な人がDVの被害を知ってしまった場合の相談ルートはどうなるのか。
事務局	先ほども話にあったが、DV法6条第1項でDVセンター又は警察官に通報するよう努めなければならないとなっており、発見した場合は、DVセンターに相談していただければと思う。
A 委員	相談先は友人が多く、警察への相談は少ない。友人が相談する場所を知っているか、いないかで状況は変わってくると思う。 このような情報提供は、男女共同参画センターが実施していると思うがどうか。
事務局	市民向けの啓発は実施している。また、DVセンターが作成したDV相談カードや男女共同参画推進センターの女性のための相談室のカードを配置し周知して

	いる。これからも商業施設等への配置をさらに依頼していく。
A 委員	被害者の安全確保について、警察から何かあるか。
H 委員	基本計画に記載のとおりで問題はないと思う。先ほど、相談先についての話があったが、警察では、危険性や緊急性が高くなる休日や夜間の相談が多くなる。例えば、休日は夫婦間で話し込んだり、飲酒後にトラブルになるという案件を取扱うことがある。被害者保護の観点から、市においても、夜間や休日の体制を整えていたただければと考えている。
事務局	休日、夜間の相談体制は難しいところである。通常の勤務時間よりも、延長して相談に応じる手法もあると思うが、相談員の勤務体制もあるので、他都市の事例などを検討したい。
A 委員	前回、子どものケアを課題として挙げていたと思うが、子どもに対するケアはどうなっているか。
事務局	子どものいる方への相談ということか。
A 委員	面前DVを受けた子どものケアのことである。 資料1、P23「【施策②】子どもの心のケアに関する支援」で「強化」や「一層」という文言を入れるべきではないかと思った。 また、別居した後の子どものケアは、どうなっているのか。
事務局	子どものいる方の相談については、こども支援課やこども家庭総合支援室とDVセンターが一緒に対応してる。 また、こども家庭総合支援室では、別居の情報が入れば、こちらで管理している家庭であれば、学校、保育園に連絡し、安全に生活できているか確認している。何もなければ終了とし、最後まで対応している。
A 委員	こども家庭総合支援室の対応はよく知っていて、その役割は素晴らしいと思っているが、虐待がフォローされていない、こども家庭総合支援室に繋がっていない子どももたくさんいると思う。 こども家庭総合支援室が関与していないDV被害を受けている子どもに対して、どこが対応するのが難しい。対象から外れる子どもたちはどうなっているのか。DV被害を受けた被害者を支援するサークルなどで、子どもたちのケアをしているところもある。
I 委員	以前に勤めていた学校で、面前DVによるPTSDの子どもがいたが、スクールソーシャルワーカーが丁寧に対応してくれた。どこも対応していない子どもは結構いると思う。どのように子どもを支援していくのか、なかなか難しく、学校でも思案している。また、親御さんに、こども家庭総合支援室に行きますかといっても、いい返事をしない。子どもをひっぱっていくこともできない。では、どうするかということになる。
事務局	学校からもこども家庭総合支援室を案内してもらっているが、断る親御さんも多い。こちらとしては、そのような子どもたちには、学校と連携しながら、すぐに介入できなくても、介入できるタイミングがないか、常に情報共有しながら、対応は続けている。

A 委員	<p>ウィメンズネット・こうべで支援しているので、行政が関与していない子どものケアが必要ではないかと余計にそう思う。公的機関に行くのは、疲れるから嫌なので、その代わりに受け皿となる団体を行政がどう支援していくのかと思う。嫌ですといった人に、それで仕方なしとするのではなく、その人達が行ける所をどのように探すのかということも考えていかないといけない。</p>
事務局	<p>こども家庭総合支援室が嫌でも、関わりは続けていかないといけない。関わりが難しい場合は、検討会議で集まり、どこで、何ができるのかを話し合い、関わるところが介入していく体制は取っている。市の窓口とは違う団体に関わるケースも多くある。相談に関しても、市での相談が嫌であれば、別の相談窓口を紹介する場合もある。</p>
A 委員	<p>ルートに乗っている人は良いが、こぼれ落ちやすい人については、現場にいる方が一番よくわかっているので、そういうところにも目を向けて欲しいと思っている。 基本目標5までのなかで、これ以外に追加、修正などの意見はないか。</p>
委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
A 委員	<p>ないようであれば、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局で基本計画の中間とりまとめ案をまとめていただくことでよいか。</p>
委員	<p>委員同意</p> <p>終了 (15 : 20)</p>